



今回、紹介するのは障がいがあるかた、または家族のかたが受けることができ各種手当で、次の4つの手当があります。

- 特別障害者手当
- 特別児童扶養手当
- 障害児福祉手当
- 障害者介護手当

手当てによって、条件や申請方法が異なりますので、受給を希望されるかたは、お気軽に健康福祉課高齢・障害係へ問い合わせてください。

障がい福祉シリーズ  
トライ パリアフリー

トバ!  
とば千やいび!!

健康福祉課高齢・障害係  
☎ 1183

■ 特別障害者手当

在宅での日常生活において、常時特別な介護が必要な重度障がいのある20歳以上のかたに手当を支給します。

<対象者>

原則として重度の障がいを重複して持っているかた。

<手当の額>

月額26,340円の手当てを3か月毎にまとめて支給します。

※施設に入所されているかた、病院または診療所に継続して3か月以上入院されているかたは対象になりません。



■ 特別児童扶養手当

20歳未満の障がいのある子どもを扶養しているかたに手当てを支給します。

<対象者>

身体障害者手帳1級～3級、療養手帳A判定およびB1程度を所有しているかた。

<手当の額>

障がいの程度により月額50,550円または33,670円の手当てを4か月毎にまとめて支給します。

※障がいのあるご本人が施設に入所されているかた、障がいを理由とする公的年金を受給されているかたは対象になりません。



■ 障害児福祉手当

在宅での日常生活において、常時特別な介護が必要な重度障がいのある20歳未満のかたに手当を支給します。

<対象者>

原則として重度の精神障がい、知的障がい、身体障がいを持っているかた。

<手当の額>

月額14,330円の手当てを3か月毎にまとめて支給します。

※施設に入所されているかた、障がいを理由とする公的年金を受給されているかたは対象になりません。



■ 障害者介護手当

在宅での日常生活において、障がいのあるかたを介護されているかたに手当を支給します。

<対象者>

障害者手帳を持っており、6か月以上寝たきり状態であるかた。または、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A判定、精神保健福祉手帳1級を持っており、公的年金を受けていない不就労のかたを常時介護をされている家族のかた。

<手当の額>

月額4,000円または2,000円を3か月ごとにまとめて支給します。

※介護することによって報酬を受けているかた、高齢者家族介護手当を受給されているかた、障がいを持っているかたが病院に入院または施設に入所されているかたは対象になりません。



障がい者の日記念事業

「どんぐりの家」映画上映会

- と き 12月11日(日) 午後1時～3時30分
- ところ 保健福祉センター・ひだまりホール

「障がい者の日記念事業・第10回ひだまりふれあい広場」として、今回はアニメ映画「どんぐりの家」の上映会を開催します。今回の映画上映により、みなさんと一緒に「障がい者福祉」について考えるきっかけにしたいと思いますので、たくさんのご来場を心からお待ちしています。

